

# 請 負 契 約 書 ( 案 )

# 契 約 条 項

- 1 . 件 名 独立行政法人水産大学校紹介DVD制作業務
- 2 . 仕 様 別紙業務仕様書による
- 3 . 契 約 金 額 ￥ -  
(うち、消費税及び地方消費税の額 ￥ -)
- 4 . 履 行 期 限 平成21年3月31日
- 5 . 業 務 場 所 独立行政法人水産大学校
- 6 . 検 査 場 所 同 上
- 7 . 契 約 保 証 金 免 除

上記件名(以下「業務」という。)の請負について、独立行政法人水産大学校理事長 藤 英俊(以下「甲」という。)と 株式会社 代表取締役 (以下「乙」という。)との間に上記各項及び次の契約条項により、請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 下関市永田本町二丁目7番1号  
独立行政法人水産大学校  
理事長 藤 英 俊

乙 市  
株式会社  
代表取締役

(業務の指示)

第1条 甲または甲の指定した職員は、乙に対して頭書の仕様に基づき業務を行うよう指示するものとする。

2 疑義が生じたときは甲、乙協議して決定する。

(監督職員の指示)

第2条 甲は、業務について監督をする必要があると認めた場合は、甲が命じた監督のための職員(以下「監督職員」という。)に監督をさせまたは必要な指示をさせることができるものとする。

2 乙または乙の使用人は、前項に定める監督職員の指示に従わなければならない。

(遅滞金の請求)

第3条 甲は、乙がその責に帰する理由により期限内に、業務を完了しなかった場合は、前条に定める承認の有無にかかわらず、乙に対し遅滞金を請求することができるものとする。ただし、当該遅延が天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合は、この限りでない。

2 前項に定める遅滞金は、業務期限の翌日から業務完了の日までの遅滞日数1日につき、契約金額に年5.00%を乗じて得た額とする。

3 第1項に定める遅滞金の請求は、甲が第13条に定めるこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げない。

(業務完了時の受検)

第4条 乙は、業務を完了した場合は、甲に対し業務完了する旨を通知するとともに業務報告書を提出し、甲が命じた検査のための職員(以下「検査職員」という。)の検査を受けなければならない。

(完了時の検査)

第5条 検査職員は、前条の通知を受けた日から10日以内に当該業務について検査を行うものとする。

2 乙または乙の使用人は、検査に立ち会い検査職員の指示に従って、業務の検査に必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合において、乙または乙の使用人が検査に立ち会わない場合は、検査職員は、乙の欠席のまま検査を行うことができる。この場合において、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 検査職員は、業務の全部または一部について不適当な個所を発見した場合は、乙に対し業務のやり直しを請求することができる。この場合、乙は、ただちに当該業務のやり直しをしなければならない。

5 業務の検査に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(瑕疵による損害)

第6条 甲は、乙の業務完了後1年間、当該業務に隠れた瑕疵が発見された場

合は、乙に対し、相当の日時を定めて当該かしを補修させることができる。  
2 甲は、当該業務の隠れた瑕疵により不当な損害をこうむった場合には、乙に対して損害賠償を請求することができる。

(料金の請求)

第7条 乙は、業務を完了し、検査職員の検査に合格した場合は、契約金額を所定の手続きにより甲に請求できる。

(料金の支払い)

第8条 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受領した日から30日以内(以下「約定期間」という。)に請求金額を乙に支払うものとする。ただし、受領した乙の支払請求書が不適当のために乙に返送した場合は、甲が返送した日から乙の適法な支払請求書を受領した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

(遅延利息)

第9条 乙は、甲が約定期間内に請求金額を支払わない場合は、甲に対し、遅延利息を請求することができるものとする。

2 前項に定める遅延利息は、遅延日数1日につき年3.40%の割合で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 支払遅延が、天災その他やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、また遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

(損害の賠償)

第10条 乙は、業務の遂行にあたり、甲の庁舎施設、器物等を破損または滅失した場合及び甲の職員またはその他の者に対し損害を与えた場合はただちに甲に報告しその指示に従い、損害について賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、乙又は乙の職員が知り得た甲の業務上の秘密を、この契約期間にかかわらず第三者に漏洩してはならない。

(甲の解除権)

第12条 甲は、次の各号の一に該当する場合はこの契約の全部または一部を解除することができる。この場合において、乙が損害をこうむることがあっても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 天災その他、乙の責に帰することのできない理由により、乙が解約を申し出て甲が承認した場合
- (2) 乙がこの契約に違反しまたは違反するおそれがあると認められる場合
- (3) 乙が正当な理由がなく、契約上の義務を履行せずまたは履行する見込がないと認められる場合

(4) 乙が破産の宣告を受けた場合またはそのおそれがあると認められる場合

(5) この契約の履行にあたり、乙または乙の使用者に不正の行為があった場合

(6) 乙または乙の使用者が、第5条に定める検査職員の検査を妨げた場合

(7) 前各号に掲げる理由以外の理由により、乙が解約を申し出た場合

(違約金の請求)

第13条 甲は、前条第1号に定める理由によりこの契約を解除する場合は、乙に対し違約金を請求しないものとする。

2 甲は、前条第2号から第7号までに掲げる理由により、この契約を解除する場合は、違約金として、契約金額の100分の10に相当する額を乙に対し請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第14条 乙は、書面による承認を得ないで、この契約により生ずる権利及び義務を、第三者に譲渡し若しくは承継させてはならない。

(遅滞金等の徴収)

第15条 この契約により、甲が乙から取得すべき遅滞金及び違約金等がある場合は、甲は、その選択により乙に対し支払うべき金額と相殺しまたは別に徴収することができるものとする。

(協議)

第16条 甲、乙双方は、信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行にあたり、甲、乙間に紛争が生じた場合及びこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。